

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会文書規程(平成7年9月新潟県教育長訓令第16号)の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会  
教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<b>別表第2</b>		<b>別表第2</b>	
記号	出先機関及び教育機関の名称	記号	出先機関及び教育機関の名称
(略)		(略)	
教生セ	生涯学習推進センター	教生セ	生涯学習推進センター
(略)		<u>教少</u>	<u>少年自然の家</u>
		(略)	